

鎌倉海の魅力発信事業体験チケット提供事業
実施対象事業者募集要項

1 事業目的・趣旨

- (1) 市民及び市内在勤者・在学者（以下「市民等」という。）にマリンスポーツ等を中心とした鎌倉の海の魅力を周知するとともに、豊かな自然や地域の魅力を伝えることを目的とする。
- (2) マリンスポーツ等を多くの方に体験してもらうため、マリンスポーツ等体験事業を行える市内事業者を募集し、市民等にマリンスポーツ等を体験してもらい、海の魅力を感じてもらう。

2 募集条件

- (1) 鎌倉市内に事業所を置き、募集種目のうちいずれかの体験種目を提供する事業者
- (2) 通年営業している事業所

3 募集種目

- (1) ウインドサーフィン体験
- (2) サーフィン体験
- (3) ヨット体験
- (4) SUP 体験
- (5) サーフスキー（カヤック）体験
- (6) アウトリガーカヌー体験
- (7) ウイングボード体験
- (8) ビーチヨガ体験

4 体験者

小学校4年生以上の市民（在勤、在学を含む）

5 申込期間

令和7年（2025年）5月14日（水）から令和7年（2025年）5月23日（金）まで

6 実施期間

令和7年（2025年）8月1日（金）から令和7年（2025年）11月30日（日）まで

7 実施方法

鎌倉海の魅力発信事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発行する鎌倉海の魅力発信事業体験チケット（以下「体験チケット」という。）を受け取った体験希望者が事業者に体験予約を電話等で行う。予約日当日に体験チケットを持参した体験希望者に希望種目を体験してもらう。事業者は、体験終了後に体験チケットを取りまとめて実行委員会に請求する。

8 体験チケット1枚あたりの金額

ウインドサーフィン体験	単価：6,600 円（体験時間 ※2時間程度）
サーフィン体験	単価：6,600 円（体験時間 ※2時間程度）
ヨット体験	単価：6,600 円（体験時間 ※2時間程度）
SUP 体験	単価：6,600 円（体験時間 ※2時間程度）
サーフスキー（カヤック）体験	単価：6,600 円（体験時間 ※2時間程度）
アウトリガーカヌー体験	単価：6,600 円（体験時間 ※2時間程度）
ウイングボード体験	単価：6,600 円（体験時間 ※2時間程度）
ビーチヨガ体験	単価：1,500 円（体験時間 ※1時間程度）

※体験時間とは、実際の各種目の実施時間であり説明や体操等の準備時間は含みません。

9 暴力団等排除に係る解除

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは申込できないこととする。

- (1) 事業者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 事業者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (3) 事業者及び役員等(事業者が個人である場合はその者を、事業者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

10 事業者の責務等

次の各号について、遵守すること。

- (1) 利用者が使用するチケットについて、サンプルと同じかどうかの確認を必ず行う。なお、明らかに偽造されたチケットと判別できる場合は、チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報すること。
- (2) チケットを受け取った際は、再流出を防ぐためにチケットに店舗印又はサインを押印・記入し、使用済みであることを明確にすること。
- (3) 入金を確認するまで、使用済みチケットの写しなどの控えを保管すること。
また、登録時の店舗名とチケットに記載の店舗名が異なる場合には換金できない。
- (4) チケットの換金については、チケット利用期間中に使用されたチケットのみ換金可能とする。
- (5) 入金は口座振込とする。なお、入金に関する手数料はすべて事務局にて負担する。
- (6) 実行委員会が作成したアンケート調査等に協力すること。
- (7) 事故等に備えて、事業者は傷害保険及び賠償保険に加入していること。なお、事故等が発生した場合はその保険で支払うものとする。

11 体験チケットの換金

(1) 換金方法

請求書様式及び利用済体験チケット(原本)を実行委員会に提出する。

※受付日の記載、事業者名、代表者印の押印の無いものは無効とする。

※請求書は、事業終了後速やかに提出する。最終提出期限は、12 月 12 日(金)までとする。(必着)

(2) 代金の支払い

請求書様式及び利用済体験チケット受領の日から内容が正当なものと認められた後、30 日以内に指定口座へ入金する。なお、利用者が体験日前日の正午以降にキャンセルを申し出た場合のみ、代金を支払うこととする。

12 申込提出書類

- ・鎌倉海の魅力発信事業体験チケット提供事業実施対象事業者申込書兼誓約書
- ・代表者の本人確認書の写し
(顔写真がある本人確認書類 1 点または、顔写真のない本人確認書類の場合は 2 点)
- ・傷害保険及び賠償保険加入の写し

13 申込方法

上記 12 に必要事項を記入し実行委員会に提出すること。

※郵送での受付可能

※募集種目のうち、応募する種目は最大 2 種目までとする。種目ごとに鎌倉海の魅力発信事業体験チケット提供事業実施対象事業者申込書兼誓約書を作成し、提出すること。

- 14 問合せ先
〒247-0066
鎌倉市山崎 616 番地 6（鎌倉武道館内）
鎌倉海の魅力発信事業実行委員会
TEL:0467-43-3419
FAX:0467-46-8067